

定山溪地区景観まちづくり指針（最終案）

平成 29 年（2017 年）6 月

札幌市 まちづくり政策局 都市計画部

目次

1. 目的と位置付け	1
(1) 背景と目的	
(2) 策定までの経緯と位置付け	
2. 対象区域（景観まちづくり推進区域）	3
3. 目標・方針	4
(1) 目標	
(2) 方針	
4. 区域等の指定の考え方	6
(1) 景観まちづくり推進区域及び景観誘導区域	
(2) 指定路線及び眺望点	
5. 景観形成の基準	12
(1) みどり	
(2) 建築物・工作物	
(3) 駐車場	
(4) 夜間景観	
(5) 広告物等	
6. 届出の手続き	31
(1) 届出対象行為	
(2) 届出が除外となる行為	
(3) 公共事業	
(4) 届出の流れ	
(5) 経過措置	
7. みんなで取り組む景観まちづくり活動	33

1. 目的と位置付け

(1) 背景と目的

札幌都心部から南に約 30km、札幌市南区にある定山溪地区は、支笏洞爺国立公園の区域にも位置する自然豊かな地区であるとともに、かねてから札幌の奥座敷として栄え、平成 28 年（2016 年）には開湯 150 周年を迎えた歴史ある温泉街です。特に、地区内を流れる豊平川を中心として、背景となる山々とともに四季折々の変化を楽しむことができる渓谷は、当地区を象徴する資源であり、その周囲に良質な源泉を楽しむことができるホテルや旅館といった宿泊施設等が軒を連ねることで、独特の景観を形成しています。このような恵まれた自然環境と温泉街が織り成す景観は当地区の大きな魅力のひとつであり、これを生かし、より魅力的な景観を形成することは、温泉観光地としての価値を高める上でも重要です。

平成 27 年（2015 年）3 月に策定した「定山溪観光魅力アップ構想」（以下、「構想」という。）では、目指す将来像の実現に向け、基本方針のひとつとして「温泉街らしさやにぎわいづくり」、また、その方向性として「美しい都市型温泉観光地としての景観形成」などを掲げ、その主な取組として景観の魅力高める指針を策定することを位置付けています。

本指針は、構想を踏まえ、定山溪地区の特性に応じた魅力的な景観の形成を推進するため、地域住民や事業者等と札幌市の協働により策定するものであり、対象区域、目標・方針、基準や活動等を定め、これらに基づいた取組を行うことで、定山溪地区の景観まちづくり*を推進していくことを目的とします。

本指針に示す様々な取組を通して、地区に対する住民の誇りと愛着の醸成や、地区へ訪れてみたいという機運の向上など様々な効果を生み出し、定山溪地区の魅力がより一層高まることを目指します。

※景観まちづくり：この指針では、市民・事業者等が関わりながら、地域の景観のあり方について検討し、地域特性に応じた魅力的な景観の形成に向けて取り組むことをいう。

■当地区において景観まちづくりに取り組むことで期待される効果

●観光地として

- ・景観の魅力が向上することで、地区へ訪れようという機運が高まります。
- ・温泉街としての雰囲気醸成や目的地への誘導、期待感の向上などにより、地区の評価が高まることで、来訪者の増加など、経済効果が期待されます。

●地域として

- ・指針に位置付けられた活動を継続することで、住環境の向上につながります。
- ・住環境が向上することで、まちの一体感が生まれます。
- ・良好な景観が形成されることで、住民のまちに対する誇りや愛着が醸成されます。

構想の位置付け

札幌市まちづくり
戦略ビジョン
(平成 25 年 10 月策定)

札幌市産業振興ビジョン*
(平成 23 年 1 月策定)
*戦略ビジョンの方向性に沿って
平成 29 年 1 月改定

札幌市観光まちづくりプラン
(平成 26 年 3 月策定)

■定山溪観光魅力アップ構想（抜粋）

目指す将来像

湯めぐり、森めぐり、水めぐり、四季あそびー札幌定山溪

将来像の実現に向けた 基本的な考え方

新・奥座敷へ
心安らぐ“温泉”×心躍る“+α”のリゾート空間

【基本方針 1】温泉街らしさやにぎわいづくり

基本方針の方向性 2 美しい都市型温泉観光地としての景観形成

<主な取組>

- 良好な街並みやにぎわいを感じる活動などによる景観的な魅力を高める指針の策定
- 景観形成のための取組

定山溪地区景観まちづくり指針の策定

1. 目的と位置付け

(2) 策定までの経緯と位置付け

1) 策定までの経緯

本指針は、以下に示すとおり、定山溪地区の魅力アップに向けた具体的な展開などについて検討を行うために定山溪連合町内会や宿泊施設等の事業者、学識経験者などで構成される「定山溪観光魅力アップ検討会議（以下「検討会議」という。）」を開催し意見交換を行うなど、地域住民や事業者等と札幌市が協働で内容を検討し、策定したものです。

○景観まちづくり指針策定までの経緯

平成27年9月～平成28年8月 検討会議 全9回実施	定山溪が目指す温泉街の景観整備のイメージ、景観まちづくり指針の対象区域、地域で取り組む景観まちづくり、景観まちづくり指針の具体的な内容の検討など
平成28年10月3日～10月17日 アンケート	景観上重要な区域として検討していた、国道230号沿線、定山溪中央線沿線等を中心とした区域にお住まいの方々を対象に、「アンケート」を実施
平成28年10月 ヒアリング	景観上重要な区域として検討していた、国道230号沿線、定山溪中央線沿線等の事業者等を対象に、景観まちづくりへの協力の可能性などを把握する「ヒアリング」を実施
平成28年10月21日 第10回検討会議	景観まちづくり指針（素案）の内容確認
平成28年11月17日 第11回検討会議	アンケートやヒアリングの結果を踏まえ、景観まちづくり指針（素案）の内容を検討
平成29年2月3日～2月17日 意見募集	対象区域内の全戸を対象に、景観まちづくり指針（素案）について意見募集
平成29年3月 第12回検討会議	意見募集の結果を踏まえ、景観まちづくり指針（修正案）の内容確認
平成29年3月27日	景観まちづくり指針（案）の内容の確定
平成29年6月23日	札幌市景観審議会への意見聴取
平成29年〇月〇日	札幌市景観条例に基づく、景観まちづくり指針として策定・告示

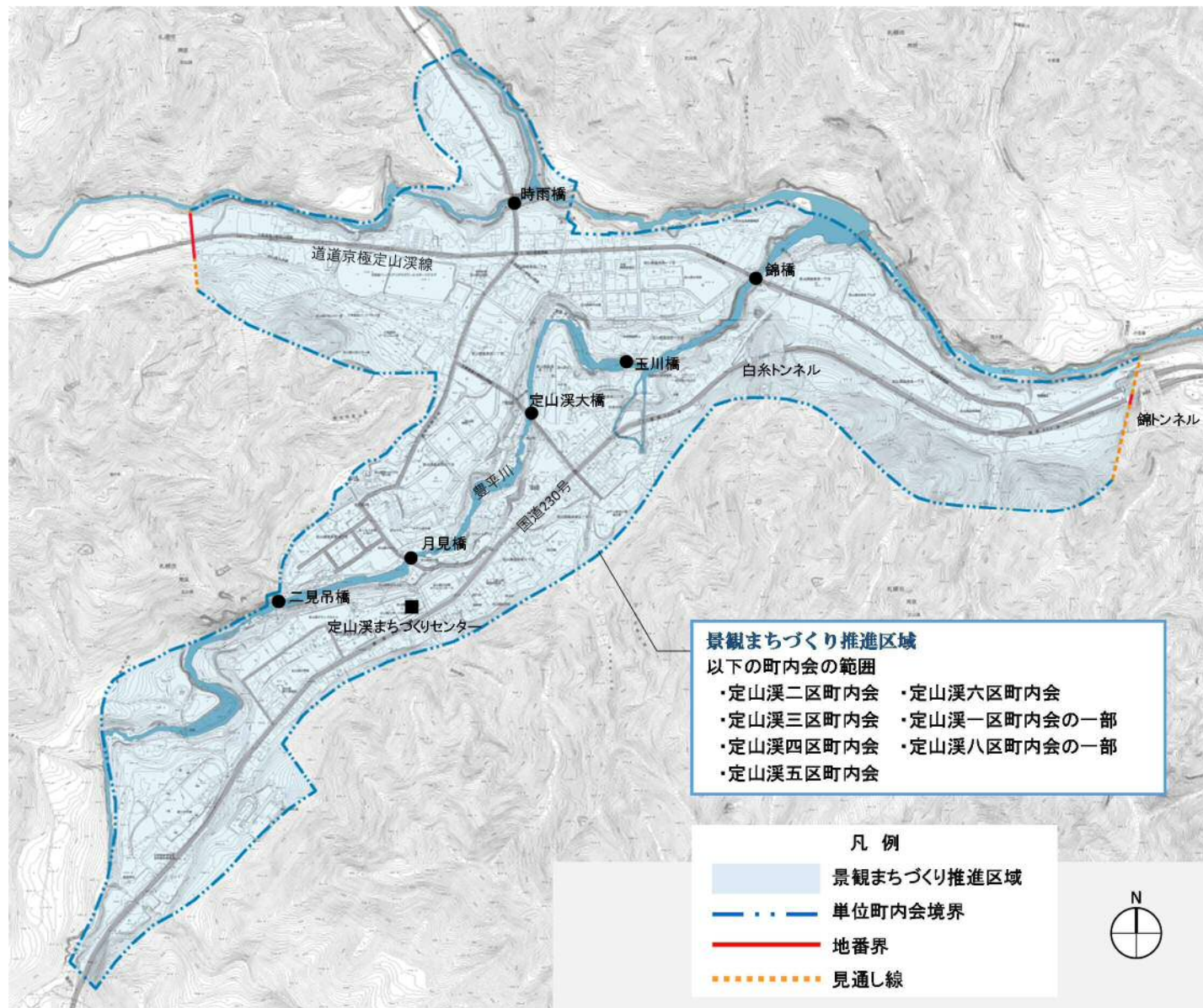
2) 位置付け

本指針は、地域住民等と札幌市がその内容を共有し、これからの定山溪地区におけるまちづくりに生かしていくものであり、札幌市景観計画及び札幌市景観条例に基づく指針として位置付けます。なお、地域における建築動向や景観まちづくりに関する地域住民等の機運の高まりなど、この地域を取り巻く状況の変化に応じて、指針の内容を見直すことができます。

2. 対象区域（景観まちづくり推進区域）

この指針の対象区域（景観まちづくり推進区域）は、検討会議での意見等を踏まえ、下図のとおりとします。

■対象区域 （景観まちづくり推進区域）



3. 目標・方針

(1) 目標

四季折々の美しい自然にとけ込む札幌定山溪

～めぐりたくなる湯のまちへ～

定山溪地区は、支笏洞爺国立公園内に位置し、自然豊かな山々に囲まれた美しい溪谷を有する温泉街であり、札幌の奥座敷として栄えてきました。地区内では、四季折々の美しい自然の表情を感じることができるとともに、カヌーやラフティングなど自然を生かしたアクティビティも楽しむことができます。このような自然豊かな温泉街として、定山溪には札幌市民だけでなく国内外より多くの観光客が訪れています。

これらの特徴を生かし、自然と共生した様々な体験が可能な宿泊・滞在型の観光拠点として当地区の魅力をもっと高めるためには、溪谷に代表される豊かな自然環境や温泉、アクティビティといった今ある資源を最大限に活用しつつ、より多くの人々に地区内の魅力を知ってもらえるよう、地域の方々はもとより来訪者等が地区内を周遊したくなるような環境を整えることが重要であり、そのためには、この地区の特徴を生かした魅力的な街並みを形成することが不可欠です。

住む人も訪れる人も、より定山溪地区の魅力を感じる景観形成を目指します。

(2) 方針

方針 1

四季折々に変化する
国立公園の豊かな自然を
大切に作る景観まちづくり



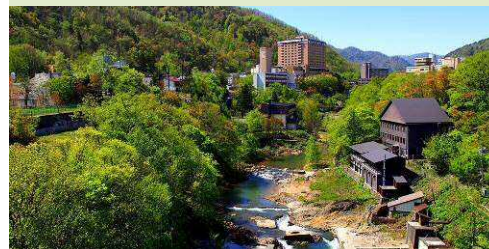
方針 2

歩いて楽しい賑わいと
おもてなしを感じる
景観まちづくり



方針 3

溪谷美を守り生かす
景観まちづくり



方針 4

札幌の奥座敷として
栄えてきた湯のまちの
成り立ちを継承する
景観まちづくり



方針1 四季折々に変化する国立公園の豊かな自然を大切にする景観まちづくり

支笏洞爺国立公園内に位置する当地区は、札幌岳や余市岳など標高 1,000m級の山々に囲まれており、四季折々の自然の変化や定山溪特有の生物・山野草を間近に楽しむことができます。これらの豊かな自然環境は、当地区の景観を形成する最も重要な要素であるといえます。

当地区のかげがえのない財産であるこの豊かな自然を、守り生かす景観まちづくりを目指します。

方針2 歩いて楽しい賑わいとおもてなしを感じる景観まちづくり

古くから温泉街として栄えてきた当地区において、温泉街をそぞろ歩く人々の姿は、景観上なくてはならない要素であるといえます。特に、定山溪温泉への玄関口となる国道 230 号や温泉街の中心を通る定山溪中央線などは温泉街の顔となる主要な通りであり、これらの沿道において賑わいやおもてなしを感じる雰囲気醸成することは、そぞろ歩きを楽しむ人々の増加にもつながり、温泉街としての魅力を高める上で重要です。

誰もが歩いて楽しめるよう、賑わいとおもてなしを感じる温泉街らしい景観まちづくりを目指します。

方針3 溪谷美を守り生かす景観まちづくり

当地区の中心を流れる豊平川の溪谷沿いは、山々などの豊かな自然を背景に、その周囲に宿泊施設等が連なることで独特の美しい景観が形成されています。特に、四季折々に変化する溪谷美を堪能することができる豊平川に架かる橋からの眺めは、地域の皆さんも景観上重要であると感じています。

定山溪の象徴である溪谷美をいつまでも守り生かす景観まちづくりを目指します。

方針4 札幌の奥座敷として栄えてきた湯のまちの成り立ちを継承する景観まちづくり

北海道の温泉地として有数の規模を誇る定山溪温泉は、慶応 2 年（1866 年）に開湯し、かつては定山溪鉄道が走るなど札幌の奥座敷として栄え、温泉街の街並みが形成されてきました。また、地区内には明治初期に開通した本願寺道路（現国道 230 号）や、定山に所縁のある定山寺、定山溪神社といった社寺など、温泉街としての歴史を今なお感じることできる資源が残されています。このような温泉街としての成り立ちを継承することは、定山溪らしい景観を形成する上で重要です。

かねてから札幌の奥座敷として栄えてきた湯のまちの成り立ちを大切に、継承する景観まちづくりを目指します。

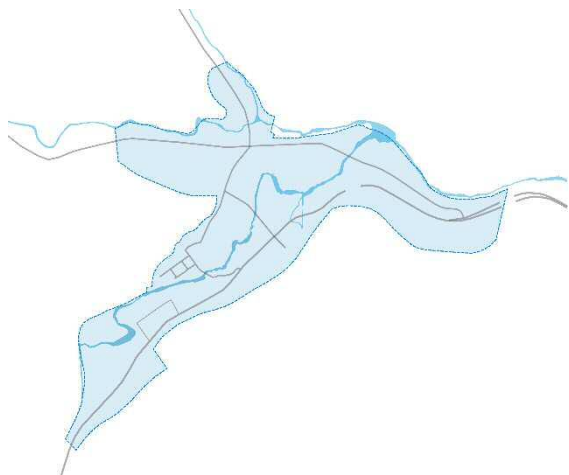
4. 区域等の指定の考え方

ここでは、景観まちづくり推進区域内において、きめ細かく景観形成を誘導するため、現地調査や検討会議での意見等を踏まえ、景観特性に応じて区域や路線等を定めるとともに、その指定の考え方を示します。

(1) 景観まちづくり推進区域及び景観誘導区域

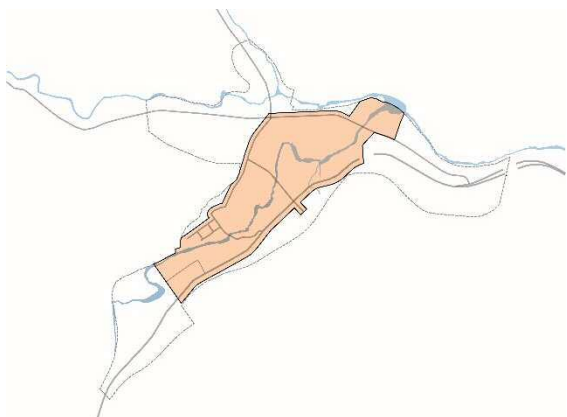
対象区域である「景観まちづくり推進区域」と、この区域のうち、より積極的に良好な景観形成を誘導する「景観誘導区域」を定めます。以下に区域の指定の考え方を示します。

景観まちづくり推進区域



検討会議での意見等を踏まえ、定山溪の温泉街を中心として、定山溪二区町内会・定山溪三区町内会・定山溪四区町内会・定山溪五区町内会・定山溪六区町内会・定山溪一区町内会の一部・定山溪八区町内会の一部を範囲とします。この区域は、周囲の自然環境との調和を図りながら、温泉地としての良好な景観の形成に向けた取り組みを段階的に推進していく区域です。

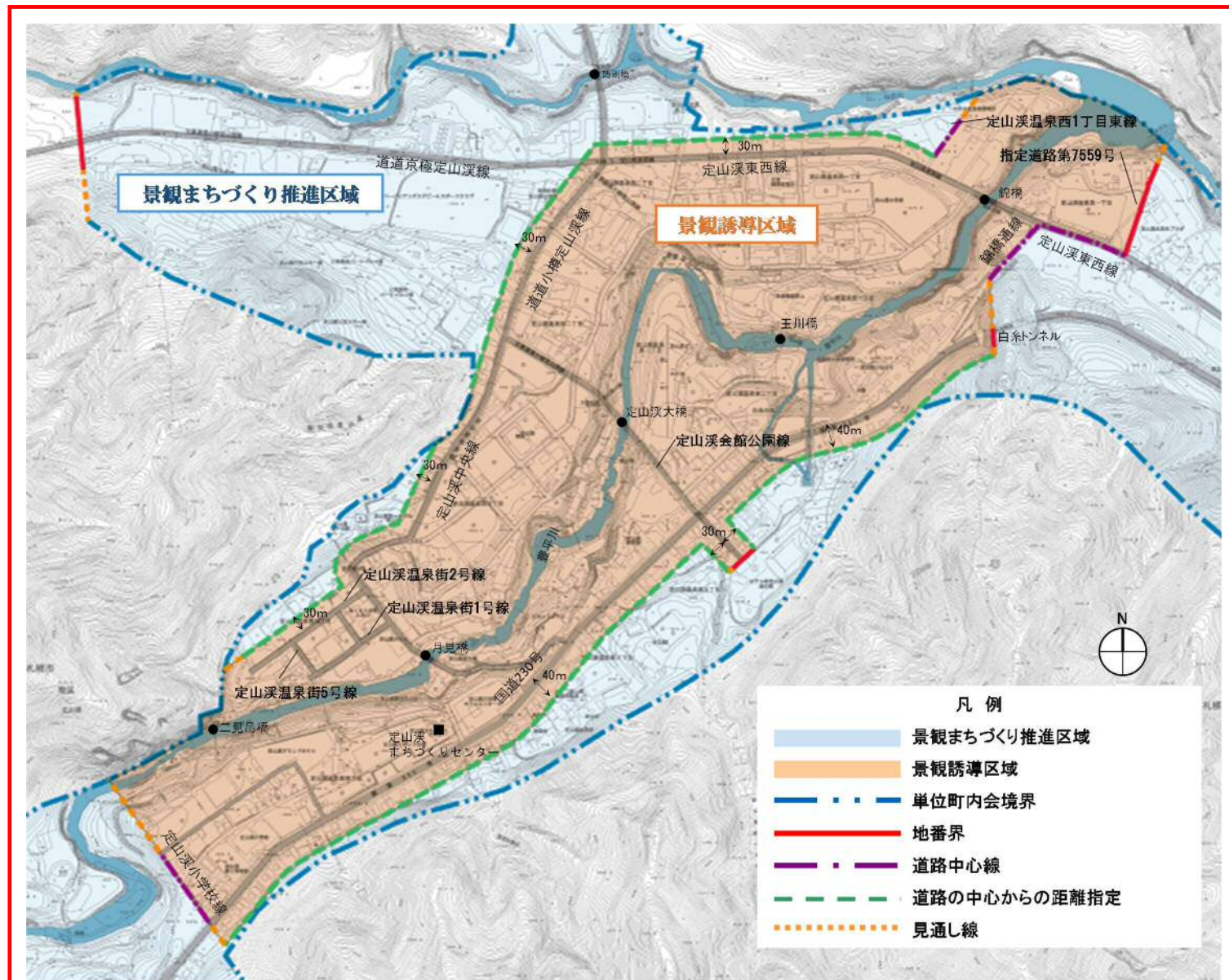
景観誘導区域



景観まちづくり推進区域内において、渓谷美を堪能できる橋から見渡せる範囲や、主要な路線の沿道を包括する範囲を基に設定します。この区域は、景観まちづくり推進区域のうち、定山溪温泉を代表する特徴的な景観を有し、温泉観光地としての魅力的な景観づくりを進める上で地域住民や事業者等が特に重要だと感じている区域です。また、この区域では届出制度*などと連動し、より積極的に良好な景観形成を誘導していきます。

※届出制度：一定の規模を超える建築物の新築や外壁改修などの行為を行う場合、札幌市へ届出を行い、基準への適合等について協議する制度

■ 景観まちづくり推進区域及び景観誘導区域



景観まちづくり推進区域内の主な道路

- 国道 230 号
- 定山溪中央線 (市道 60-0042)
- 定山溪会館公園線 (市道 60-0045)
- 定山溪温泉街 1 号線 (市道 60-0052)
- 定山溪温泉街 2 号線 (市道 60-0053)
- 定山溪温泉街 5 号線 (市道 60-0840)
- 道道小樽定山溪線 (道道 00-0001)
- 定山溪東西線 (市道 60-0973)
- 定山溪温泉西 1 丁目東線 (市道 60-0190)
- 定山溪東西線 (市道 60-0973)
- 錦橋通線 (市道 60-0142)
- 定山溪小学校線 (市道 60-0055)

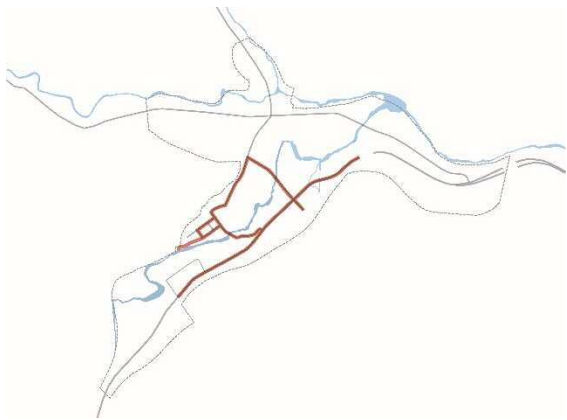
※国道 230 号の拡幅工事後も、拡幅後の道路中心線からの距離指定とします。

4. 区域等の指定の考え方

(2) 指定路線及び眺望点

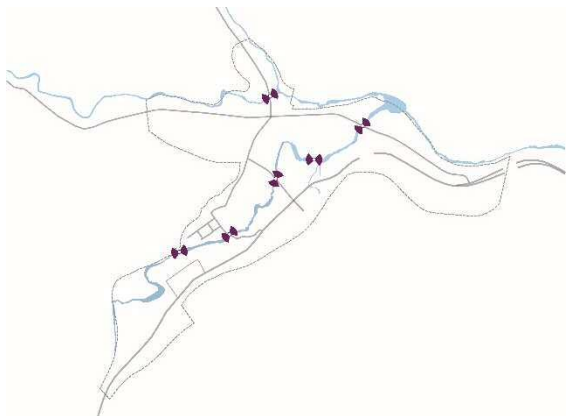
主に景観誘導区域のうち、特に重要となる路線及び定山溪の特徴である溪谷を中心とした美しい景観を一望できる場所について、以下のとおり「指定路線」及び「眺望点」として定め、魅力的な景観形成を推進します。以下に指定の考え方を示します。

指定路線



国道 230 号は、定山溪地区への主要なアクセス路線であり定山溪温泉の玄関口となること、また、定山溪中央線や道道小樽定山溪線、定山溪会館公園線などは、温泉街の中心部を通る主要な道路であり、定山溪温泉の顔となる場所であることから、地域の皆さんが景観上特に重要だと感じている路線です。来訪者を出迎え、そぞろ歩きを楽しんでもらう雰囲気醸成し、温泉地の賑わいやおもてなしの心を感じる景観形成を誘導するため、指定路線として位置付けます。(国道 230 号、定山溪中央線、道道小樽定山溪線など)

眺望点

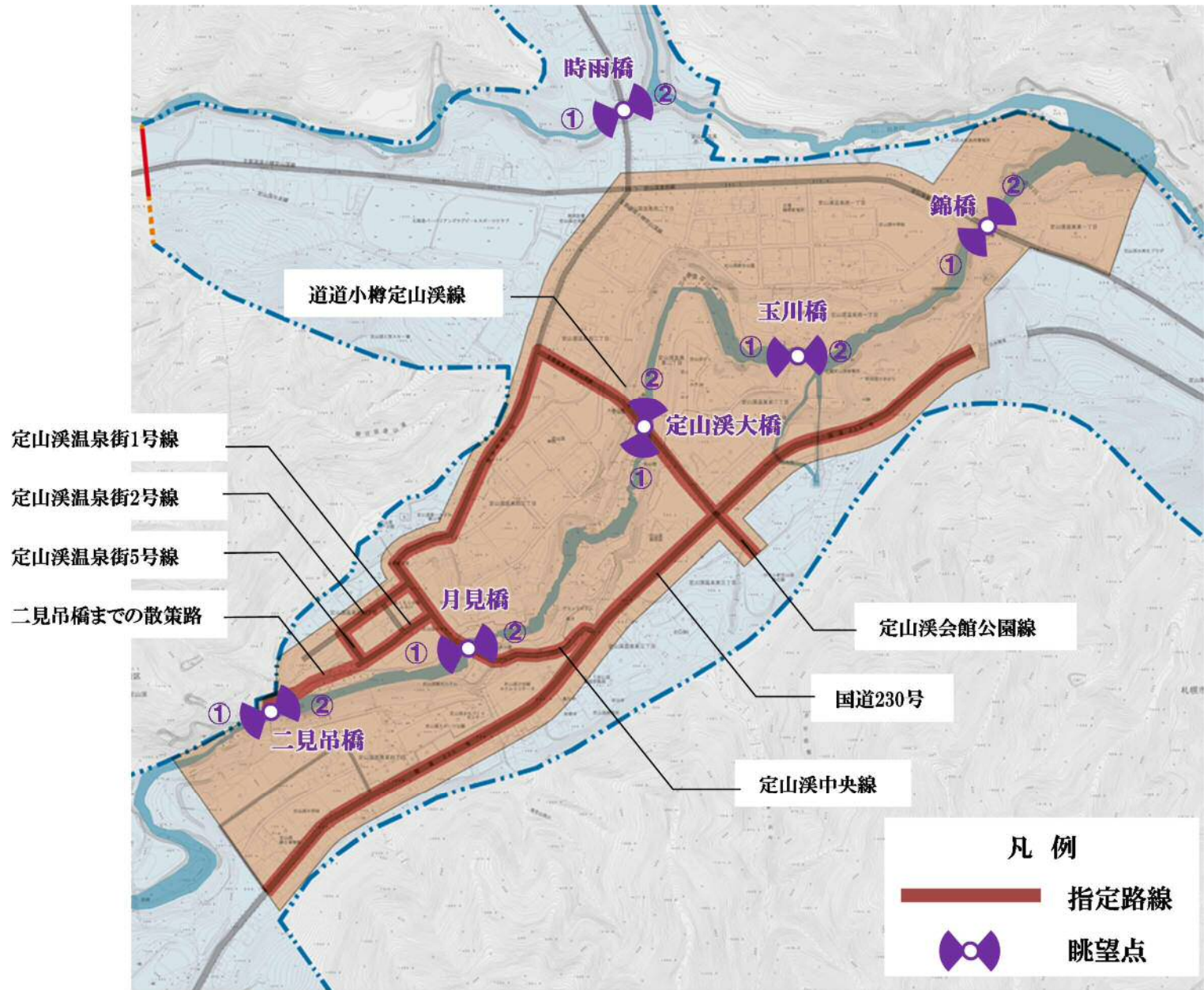


豊平川などの溪谷沿いの豊かな自然と宿泊施設などの建築物が織りなす定山溪らしい景観は、地域の皆さんが景観上特に重要だと感じています。

来訪者にとって魅力的で、地域の人々にとって誇りに思えるよう、定山溪の特徴である溪谷美を守り生かす景観形成を誘導するため、溪谷美を堪能できる地点を眺望点として位置付けます。

(二見吊橋、月見橋、定山溪大橋、玉川橋、錦橋、時雨橋)

■指定路線及び眺望点



※ここで定めた眺望点については一部歩道がない地点も含まれますが、歩行者からの眺めだけでなく、車窓からの眺めなど様々な状況を想定し、定山溪地区において地域の皆さんが景観上重要だと感じている溪谷美を守り生かすために設定したものです。

■眺望点からの眺め (イメージ写真)

二見吊橋①



月見橋①



定山溪大橋①



二見吊橋②



月見橋②



定山溪大橋②



玉川橋①



錦橋①



時雨橋①



玉川橋②



錦橋②



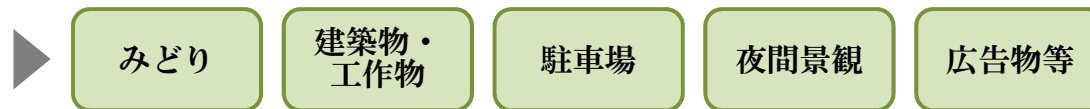
時雨橋②



5. 景観形成の基準

「3.目標・方針」を踏まえ、当地区における景観形成のための基準を定めます。なお、この基準は、当地区の地域特性を踏まえた特に重視すべき基準と札幌市全域における基準（景観法に基づく景観計画区域における景観形成基準）を加えたものとします。

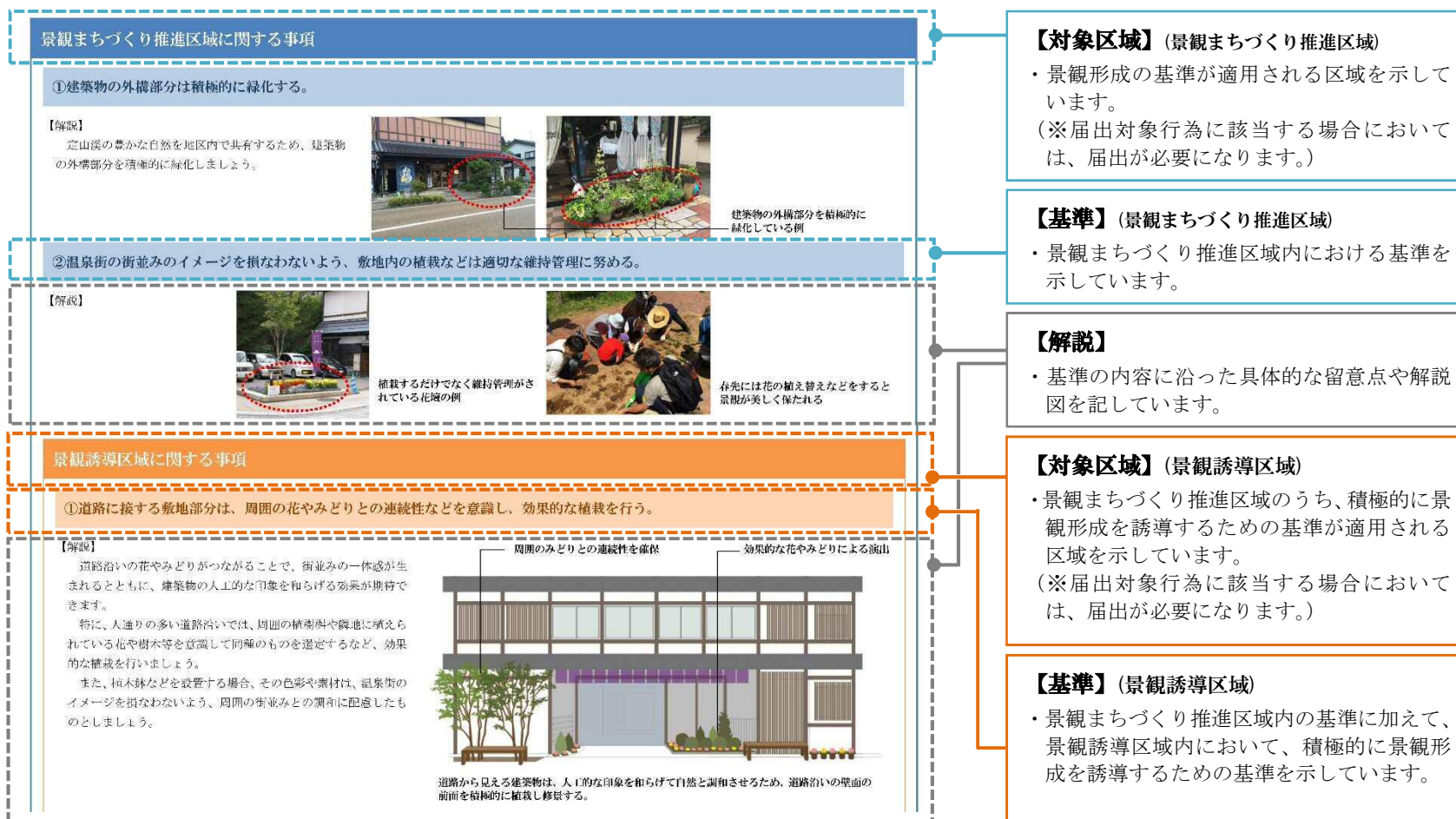
「景観まちづくり推進区域」及び「景観誘導区域」において、景観形成の目標と方針に基づき、右記の項目に関して景観形成の基準を設けています。



基準の見方

※宿泊施設等については、「景観まちづくり推進区域」に位置するものでも、『景観誘導区域』の基準を準用するものとします。(P31 参照)

※「景観まちづくり推進区域」又は「景観まちづくり推進区域のうち景観誘導区域」において、届出対象行為に該当しない行為についても、当該指針の目標・方針を踏まえ、当該基準を尊重するものとします。



5. 景観形成の基準

(1) みどり

国立公園内にある定山溪の豊かな自然を温泉街でも感じられるよう、積極的にみどりの保全と創出を図ることで、自然環境と調和した景観形成を目指します。

ア. 景観まちづくり推進区域に関する事項

①建築物の外構部分は積極的に緑化する。

【解説】

定山溪の豊かな自然を地区内で共有するため、建築物の外構部分を積極的に緑化しましょう。



建築物の外構部分を積極的に
緑化している例

②温泉街の街並みのイメージを損なわないよう、敷地内の植栽などは適切な維持管理に努める。



植栽するだけでなく維持管理が
されている花壇の例



春先には花の植え替えなどをすると
景観が美しく保たれる。

イ. 景観誘導区域に関する事項

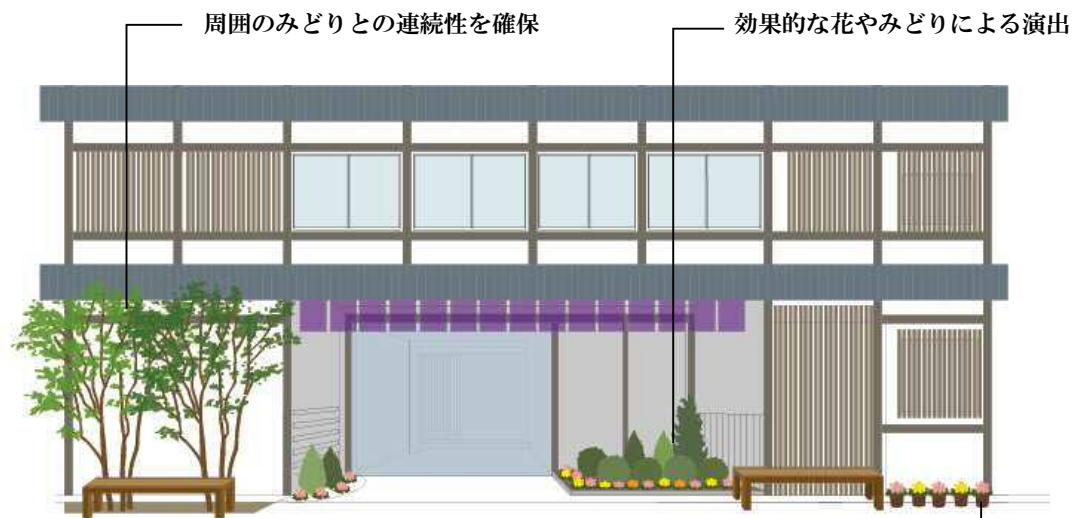
①道路に接する敷地部分は、周囲の花やみどりとの連続性を意識し、効果的な植栽を行う。

【解説】

道路沿いの花やみどりがつながることで、街並みの一体感が生まれるとともに、建築物の人工的な印象を和らげる効果が期待できます。

特に、人通りの多い道路沿いでは、周囲の植樹樹や隣地に植えられている花や樹木等を意識して同種のものを選定するなど、効果的な植栽を行きましょう。

また、植木鉢などを設置する場合、その色彩や素材は、温泉街のイメージを損なわないよう、周囲の街並みとの調和に配慮したものとしましょう。



道路から見える建築物は、人工的な印象を和らげて自然と調和させるため、道路沿いの壁面の前面を積極的に植栽し修景する。

自然素材を用いるなど色や素材に配慮した植木鉢を選定

②指定路線に接する敷地部分に植栽する際は、定山溪の在来種*を積極的に採り入れる。

【解説】

定山溪本来の豊かな自然の特長をより身近に感じてもらえるよう、指定路線沿いに植栽する際は、定山溪の在来種*（ヤマモミジ、ハウチワカエデ、アカエゾマツ、ムラサキヤシオ、ヤマツツジ、エゾヤマザクラなど）をできる限り選定しましょう。

*在来種：昔からその土地に自生する種



ヤマモミジ



ハウチワカエデ



ヤマツツジ



ムラサキヤシオ

③建築物の主要な出入口周辺などは、積極的に花やみどりによる演出を行う。

【解説】

多くの人々が集まったり、人目につきやすい場所は、地区のイメージを印象付ける上で重要となります。そのため、樹木を植えることや植木鉢などを設置することなどによる演出は、おもてなしや歓迎の雰囲気を醸成することにつながります。特にホテルや店舗などでは、そぞろ歩きを楽しむ人々を引き込む効果も期待できます。主要な出入口周辺などを花やみどりにより演出することで、温泉街の街並みの魅力を向上させましょう。

また、建築物の出入口へのアプローチなどに植栽を行う際は、定山溪の四季折々の表情を感じられるよう、季節に応じた花や紅葉する樹種などを選定し、季節感を演出しましょう。

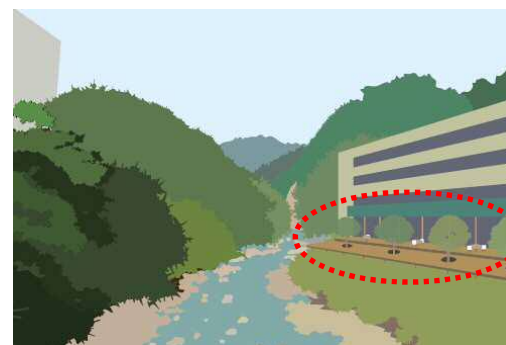


建築物の出入口へのアプローチを花やみどりなどで演出している例

④溪谷に面した敷地では、周囲のみどりの連続性を意識して緑化及び既存のみどりの保全を行うとともに、対岸や眺望点からの見え方に配慮し、溪谷を魅力的に演出するような工夫を行う。

【解説】

溪谷沿いに宿泊施設等が立地する中で豊かなみどりが連続していることがこの地区の景観を特徴付けています。このみどりの連続性を保ちつつ、対岸や橋からの眺望を意識し、四季を感じる樹種を選定して植樹したり、建築物との調和に配慮した植栽計画とするなど、魅力的な演出を行いましょう。



溪谷沿いに植栽するなど周囲のみどりの連続性を意識

5. 景観形成の基準

(2) 建築物・工作物（以下「建築物等」という。）

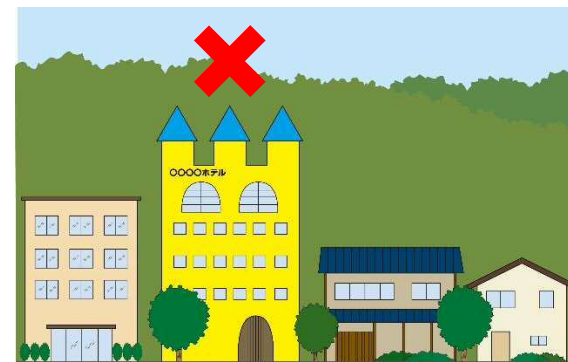
建築物等は、豊平川の溪谷や後背の山並みなどを意識し、色彩や材質などに配慮するとともに、沿道部分のしつらえを工夫することで、誰もが歩きたくなる温泉街らしい賑わいとおもてなしの心が感じられる景観形成を目指します。

ア. 景観まちづくり推進区域に関する事項

①周囲の街並みや背景となる自然と調和するよう、色彩や形態に配慮する。

【解説】

自然豊かな温泉街としての印象を損なわないよう、建築物等の新築等を行う際は、周囲との調和に配慮し、華やかな色彩や突出した形態のものは避けましょう。



華やかな色彩や突出した形態のものは避ける

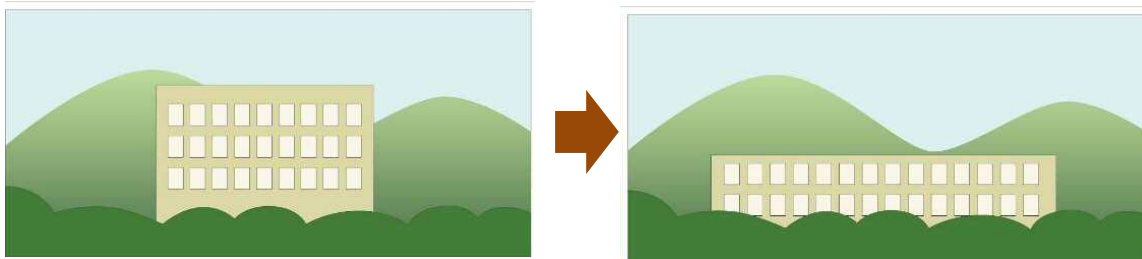
②温泉街の街並みのイメージを損なわないよう、建築物等の周辺を清掃するなど、美観の維持・管理に努める。

イ. 景観誘導区域に関する事項

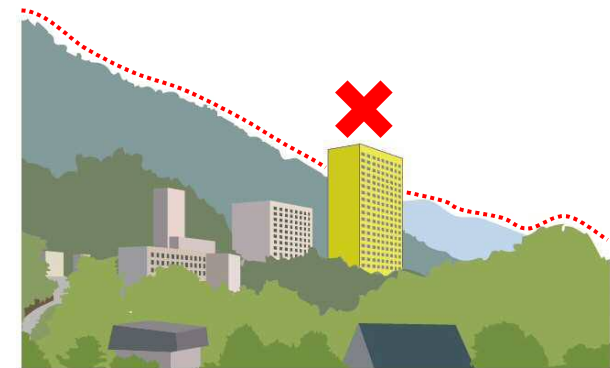
①眺望点からの眺めを意識し、後背の山並みやみどりの連続性に配慮した高さや形態とする。

【解説】

眺望点から見える山並みの稜線や、街並みの中にあるみどりと背景となる山のみどりの連続性が保たれることは、豊かな自然にとけ込む温泉街の景観を形成する上で重要です。建築物等の新築等を行う際は、山並みの稜線やみどりの連続性を分断しない高さや規模としたり、これによりがたい場合は、建築物の立面を分節化するなど、眺望点からの眺めを意識した計画としましょう。



周囲の山並みやみどりの連続性を遮らない建物の高さや配置とした例



山並みの連続性を分断するものは避ける

②建築物等の色彩は、周囲の街並みや背景となる自然に調和したものとなるよう地域のカラーから選定する。また、部分的にアクセントカラーを用いる場合も地域のカラーから選定することとし、これによりがたい場合は彩度の低い色を選定する。（ただし、定山溪地区で多くの人々が地域の象徴だと感じている建築物等の色彩については、この限りではない。）

【解説】

自然豊かな定山溪の温泉街の成り立ちを尊重し、これまで形成してきた街並みと調和するよう、基調となる色彩は地域のカラー（P23 参照）から選定しましょう。

また、アクセントカラーを用いる場合でも原則として地域のカラーから選定し、それによりがたい場合は、温泉街としての落ち着いた印象を損なわないよう、札幌の景観色 70 色（P23 参照）を用いるなど、鮮やか過ぎる色彩は選定しないようにしましょう。



地域のカラーを採用した街並み



地域の多くの人々が象徴だと感じている
岩戸観音堂の朱色

③眺望点から望むことができる溪谷沿いの建築物の屋根は、自然に馴染む色彩とする。

【解説】

溪谷沿いに建つ建築物の屋根の色彩は、眺望点からの眺めに大きな影響を与えます。眺望点から望むことができる屋根の色彩は、自然との調和に配慮し、「支笏洞爺国立公園管理計画書」*に記載のある焦げ茶色や赤褐色などに準じた、地域のカラー（生チョコ、団栗、蝦夷鹿、墨烏等）を使用しましょう。

※支笏湖洞爺国立管理計画書：支笏洞爺国立公園の風致景観の保護や利用の方針を示したもの。計画書のなかで示されている「許可、届出等取扱方針」は、国立公園内で工作物（建築物を含む）の新築等を行おうとする場合の自然公園法に基づく許可等の審査基準の 1 つとして位置付けられている。（定山溪地区については当該管理計画書の「5 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項」の「(1) 支笏湖・定山溪管理計画区」部分を参照）



自然に馴染む色彩としている屋根の例

④指定路線沿いに立地する建築物の1階部分は、低層部のにぎわいの連続性を意識して、歩行者を引き込むような滞留空間を設ける。
これによりがたい場合は、開放的なデザインとする。

【解説】

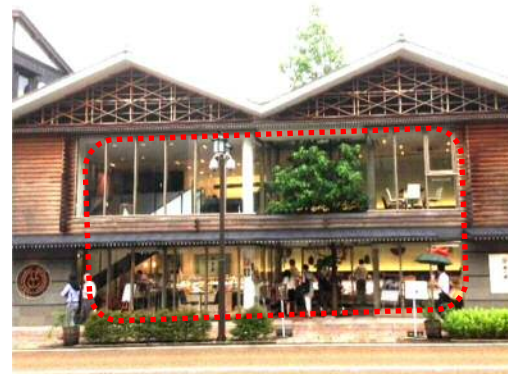
温泉街の通り沿いに人々が集い、交流し、くつろげる空間を創出することは、にぎわいある景観の形成につながります。

にぎわいある温泉街の雰囲気を出すため、宿泊施設や店舗など多くの人が集まる建築物の一階部分には、カフェスペースを設けたりベンチを設置するなど、歩行者を引き込むような滞留空間を設けましょう。

また、これによりがたい場合は、ガラス面を多く設け室内の様子がうかがえるよう工夫するなど、開放的なデザインとしましょう。



ベンチを設置するなど歩行者を引き込むような滞留空間を設けている例



ガラス面を多く設け室内の様子がうかがえる開放的なデザインとしている例

⑤指定路線沿いの建築物の低層部の外観には、できるだけ自然素材を使用する。

【解説】

多くの人が行き交う指定路線沿いの建築物は、歩行者の視線を意識した質の高い沿道空間を創出するため、自然との調和や温泉街らしい落ち着いた和の雰囲気の演出などに配慮し、低層部の外装材として木や石などの自然素材を用いましょう。



建築物の低層部に石や木などの自然素材を使用している例

⑥指定路線沿いの建築物に使用する装飾等は、街並みとして統一感のあるものとする。

【解説】

のれんや行灯といった装飾等の色彩や素材等を統一することは、街並みの一体感を演出する上で効果的です。指定路線沿いの建築物で使用する装飾等は、温泉街としての定山溪地区の魅力を創出するよう統一感のあるものとしましょう。

また、季節ごとのイベントや行事などを行う際も、その季節に合った装飾等を使用した飾り付けを行い、街並みの一体感を演出しましょう。



定山溪地区の個性を創出するような
サインやのれんの例

⑦建築物の付帯設備は、道路から見えにくい位置に設置するか、植栽や柵などで目隠しするなど目立たないよう工夫する。

⑧眺望点から見える建築物に付帯する物置や温泉ポンプ施設などは、眺望点からの眺めに配慮し、見えにくい位置に設置するか、外壁や屋根を自然に馴染む色彩や材質とするなど目立たないよう工夫する。

⑨指定路線沿いの建築物のバックヤード（荷さばき場など）は、容易に望めない場所に配置するか、植栽や柵などで修景する。

【解説】

空調の室外機や電気設備等の付帯設備、物置や温泉ポンプ施設等の小規模な建築物、宿泊施設や店舗等のバックヤードなどは、温泉街のイメージを損なわないよう、道路や眺望点からの見え方を意識し、目立たないようその配置や色彩、材質などに配慮するか、街並みと調和した植栽や塀、柵などで修景しましょう。

⑦



建築物の付帯設備を柵で目隠している例

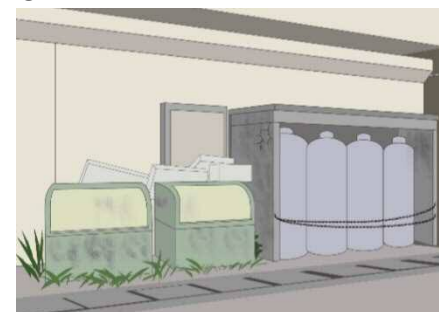
⑧



温泉ポンプ施設等は外壁や屋根を自然に馴染む色彩として目立たないよう工夫

物置等は眺望点から見えにくい位置に配置

⑨



バックヤードに設置された建築物の付帯設備等は、設置場所や方法によっては景観に乱雑な印象を与えます。

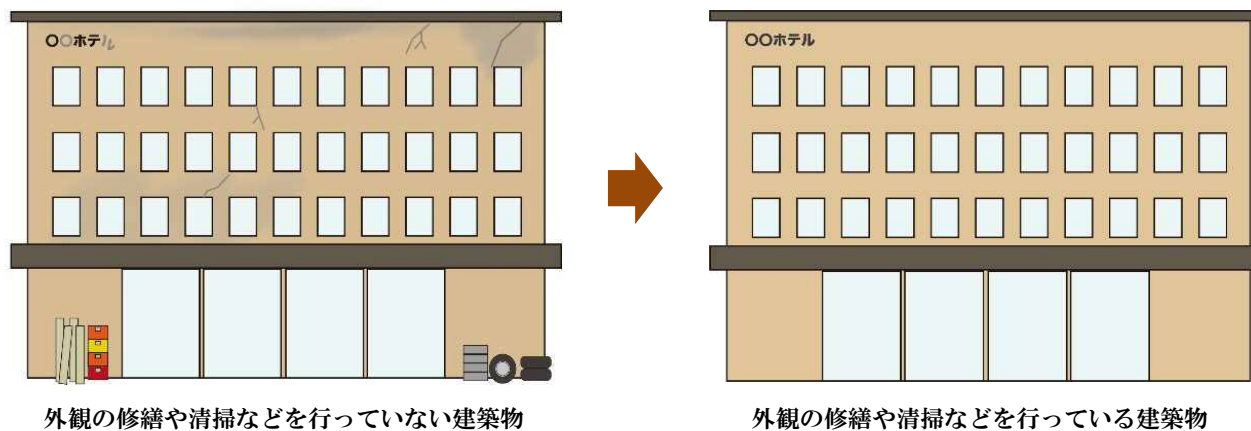


バックヤードに設置する柵は自然素材が望ましいですが、難しい場合は、茶系の色彩を選定するなど周囲の景観に馴染むような色彩を使用しましょう。

⑩温泉街としてふさわしい街並みが保たれるよう、建築物等の外観の維持管理に努める。

【解説】

日常的に温泉街としての景観の質が保たれるよう、外壁材等に耐久性や耐候性のある材料を使用したり、長期的な視点に立って建築物等の修繕計画を策定するなど、将来に渡って維持・管理をできるように工夫しましょう。また、建築物等の外観の老朽化や破損、汚れなどが生じた場合は、適時適切に修繕や清掃などを行い、美観の維持に努めましょう。

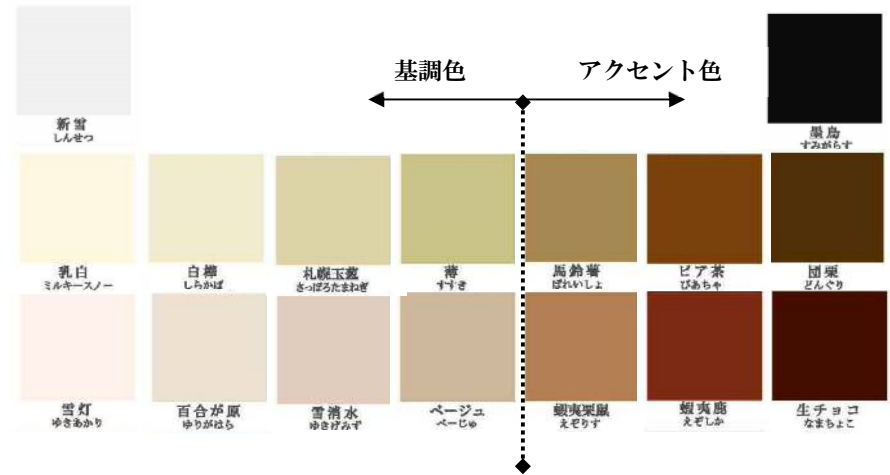


地域のカラー（定山溪地区）

札幌の景観色 70 色をベースとし、この地域で現状多く使用されている色を地域のカラーとして整理しました。

平成 27 年度に実施した国道 230 号と定山溪中央線沿いに面した建築物の基調色とアクセント色をマンセル表色系※によって調査した結果、以下の様になりました。この結果より、札幌の景観色 70 色の中から現在の定山溪地区で建築物の外壁の基調色として多く見られる色相で絞ったものを右に示します。

※マンセル表色系 色の表し方の一つで、日本工業規格（JIS）にも採用されている色彩の基準のこと。一つの色を 3 属性（色相、明度、彩度）の組み合わせによって表現する。



【建築物外壁の基調色】

多く見られた色相：N（無彩色）、YR（黄赤）、Y（黄）
 多く見られた明度・彩度：どの色相も高明度・低彩度

【建築物外壁のアクセント色】

多く見られた色相：N（無彩色）、R（赤）、YR（黄赤）
 多く見られた明度・彩度：N は高明度、R 及び YR は中明度、どの色相も低彩度

札幌の景観色 70 色

市民のみなさんの意見や、調査・研究により、誰もが綺麗であると思える色彩を、70 色選んでいます。それぞれの色に風土イメージを連想しやすいように、札幌らしいオリジナルの色名をつけていますが、これは市民のみなさんの心に働きかけ心に留めておけるように名づけたものです。色から言葉へ、言葉から色へ。色から連想するイメージをひろげ、さらに色名から配色をイメージしてください。

俗に言う「向こう三軒両隣」は景観における意識の持ち方について重要なキーワードです。初めに計画建物の両隣を意識し、次に向かい側の建物も同時に眺め、さらに周辺へ目を配り、全体の調和がとれるように考えます。

（上段）マンセル値とは：色を表す 3 属性（色相、明度、彩度）を数値化して色を表現したもの

（下段）トーンとは：明暗、濃淡、派手地味など明度と彩度から生まれる色の調子

※この資料は、印刷のため実際のマンセル値とは異なります。正確には、塗装色見本を参考にしてください。

10RP 9.0/0.8 薄桜 (うすざくら)	2.5YR 9.0/0.5 雪灯 (ゆきあかり)	10YR 9.0/0.5 乳白 (ミルクスノー)	5GY 9.0/0.5 鈴蘭 (すずらん)	10G 9.0/0.8 陽光白 (シャイングライト)	5BG 8.5/1.0 水白 (アイスクリン)	7.5PB 9.0/2.0 水柱 (つらら)	2.5P 9.0/2.0 雪花 (せつか)	10B 9.0/1.5 水晶白 (クリスタルホワイト)	N9 新雪 (しんせつ)
5RP 8.5/0.5 綿毛 (わたげ)	5YR 8.5/0.5 百合が原 (ゆりがはら)	7.5Y 8.5/1.0 白練 (しらかば)	5GY 8.5/1.5 露の差 (ふきのとう)	7.5G 8.0/2.0 水雨 (ひさめ)	5BG 8.0/2.0 雪まつり (ゆきまつり)	6PB 8.5/2.0 雪虫 (ゆきむし)	5RP 8.0/1.5 リラ露 (りらがすみ)	10B 8.0/1.5 凍白 (とうはく)	PB N8.5 霧氷 (むひょう)
10R 8.0/1.0 白茶 (しろちゃ)	7.5YR 7.5/1.0 雪消水 (ゆきけみず)	5Y 8.0/2.0 札幌玉葱 (さっぽろたまねぎ)	5GY 8.0/2.0 キャベツ (きゃべつ)	5G 7.0/2.0 創成柳 (そうせいやなぎ)	5BG 7.0/2.0 樹氷 (じゅひょう)	6PB 7.0/2.0 雪影 (ゆきかげ)	5RP 7.0/2.0 ライラック (らいらく)	2.5B 7.0/2.0 薄氷 (うすこおり)	PB N7.5 銀鏡 (ぎんりん)
10R 7.0/1.5 カフェ・オーレ (かふぇ・おーれ)	1Y 7.0/1.5 ページュ (ページュ)	7.5Y 7.5/3.0 薄 (すすき)	5GY 6.5/2.0 中の島 (なかのしま)	2.5G 6.2/4.0 檜 (えのむ)	5BG 6.0/4.0 山鳩らし (やまならし)	6PB 6.0/5.0 L-2 tone 蝦夷菜 (えぞのさいこく)	5RP 6.0/2.0 蕨野 (ふしのじ)	5B 6.0/1.5 札幌軟石 (さっぽろかじ)	PB N6.5 吹雪 (ふりこ)
10R 5.7/4.0 ミルク金時 (みるくきんとき)	5YR 5.7/4.0 蝦夷菜 (えぞりす)	2.5Y 5.7/4.0 馬鈴薯 (ばんしょう)	7.5GY 5.7/4.0 羊ヶ丘 (ひつじが丘)	10GY 5.0/4.5 モエレ沼 (もえれぬま)	5BG 4.3/4.0 オーロラ (おーろら)	6PB 5.5/3.0 L-2 tone ラベンダー (らべんだー)	7.5RP 4.5/2.0 羅金草 (らぎんくさ)	5B 5.0/1.5 郭公 (かつこう)	PB N5.0 蝦夷菜 (えぞくろ)
7.5R 3.0/8.0 ベチカ (べちか)	5YR 4.0/6.0 蝦夷菜 (えぞりす)	7.5YR 4.0/6.0 ピア茶 (ひあちや)	5GY 4.0/6.0 L-4 tone 藻岩山 (もいわやま)	10GY 4.0/4.0 D1-2 tone 三角山 (さんかくやま)	7.5G 4.0/4.0 D1-2 tone ポプラ (ぼぷら)	5PB 4.0/3.5 D1-2 tone 豊平川 (とよひらがわ)	7.5RP 2.3/4.0 Dk-1 tone 小豆 (あずき)	10B 4.0/1.5 Gr-2 tone 石切山 (いしきりやま)	PB N3.5 開拓使 (かいたくし)
7.5R 2.3/6.0 煉瓦 (れんが)	2.5YR 2.3/4.0 Dk-1 tone 生チョコ (なまちょこ)	10YR 3.3/4.0 Dk-1 tone 団栗 (どんぐり)	5GY 3.3/4.0 Dk-1 tone 熊笹 (くまざさ)	2.5G 2.3/4.0 Dk-1 tone 芸術の森 (げいゆつのもり)	2.5BG 2.3/4.0 Dk-1 tone 蝦夷松 (えぞまつ)	5PB 2.3/2.5 Dgr. Tone 藍の里 (あいのみ)	5RP 2.3/2.5 Dgr. Tone 蝦夷菜 (えぞりす)	5PB 2.0/1.5 Dgr. Tone 月無夜 (つきなし)	N1.5 豊島 (すみからす)

5. 景観形成の基準

(3) 駐車場

地区内の大規模な駐車場は、自然豊かな温泉街のイメージが損なわれないよう、背景となる自然や街並みとの調和を図ることで、街並みの連続性に配慮した景観形成を目指します。

ア. 景観まちづくり推進区域に関する事項

①温泉街の街並みのイメージを損なわないよう、駐車場内を清掃するなど美観の維持に努める。

イ. 景観誘導区域に関する事項

①駐車場の道路に面する部分は、植栽や、素材・色彩に配慮した塀や柵の設置を行うなど、周囲の街並みと調和するよう工夫する。

【解説】

屋外の平面駐車場は、温泉街としての景観を分断し、殺風景な印象を与える可能性があります。このため、特に大規模な平面駐車場は、防犯面に配慮しつつ、駐車車両や設備が丸見えにならないよう、周囲の街並みに配慮し、目隠しとして生垣や植込などを配置したり、木や石などの自然素材あるいは落ち着いた色彩の塀・柵などを設置しましょう。

木柵等によって周囲の街並みと調和するよう工夫されている例



駐車場に設置する柵は自然素材が望ましいですが、難しい場合は、茶系の色彩を選定するなど周囲の景観に馴染むような色彩を使用しましょう。

②みどり豊かな定山溪の印象を損なわないよう、駐車場内は適宜緑化する。

【解説】

駐車場の殺風景なイメージを緩和するため、道路に面する部分のもとより、駐車場内も適宜緑化しましょう。



駐車場内のスペースを一部緑化している例

③建築物に付随する立体駐車場は、主となる建築物との調和に配慮した仕上げとするか、植栽等により修景する。

【解説】

宿泊施設等に併設される立体駐車場は、無機質な印象を与えないよう、外観の仕上げを宿泊施設等と同色・同素材とするなど、主となる建築物と一体的に見えるよう工夫しましょう。これによりがたい場合は、歩行者への視線に配慮し、道路沿いの敷地際に生垣や植込などを配置したり、木や石などの自然素材あるいは落ち着いた色彩の塀・柵など緩衝帯となるものを設置しましょう。

※立体駐車場が建築基準法第2条第1項第1号に規定する建築物に該当する場合は、この基準のほか、建築物・工作物として

「5.景観形成の基準(2)建築物・工作物」として該当する他の基準にも適合させる必要があります。



立体駐車場を植栽により修景している例

5. 景観形成の基準

(4) 夜間景観

温泉街の様々なあかりの演出に配慮することで、夜間の温泉街の魅力を創出し、ぬくもりが感じられる景観形成を目指します。

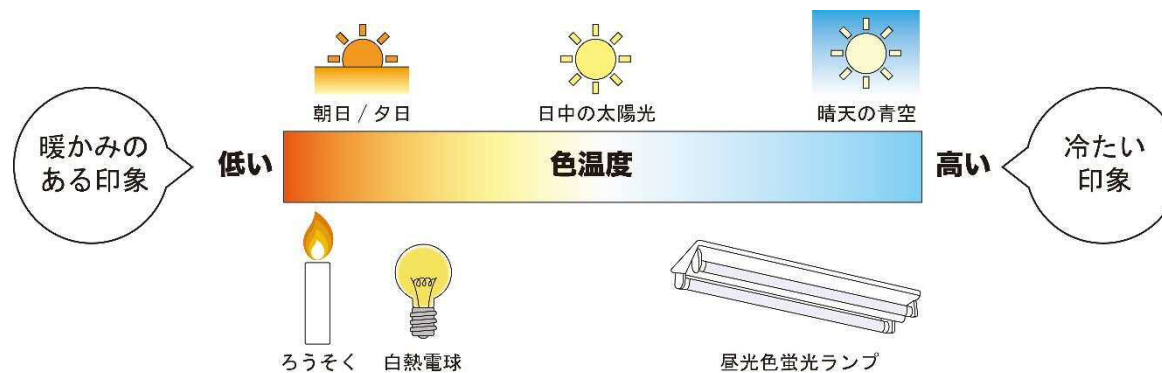
ア. 景観まちづくり推進区域に関する事項

①屋外に照明を設置する場合は、できるだけ色温度の低いあかりを使用する。

【解説】

温泉街の風情を演出するため、外構等に屋外照明を設置する際は、ぬくもりが感じられるよう、できるだけ暖かみのあるものを使用しましょう。また、人が多く歩く時間帯は可能な限り点灯するよう心がけましょう。

また、街路灯についても、街全体の統一感を図るため、できる限り暖かみのあるあかりのものを使用しましょう。



イ. 景観誘導区域に関する事項

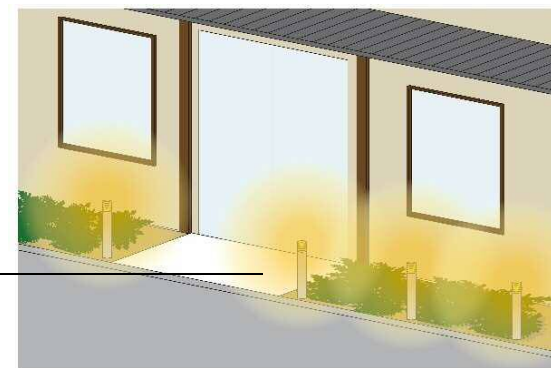
①指定路線沿いの屋外照明は、あかりの連続性や歩行空間の魅力的な演出に配慮した照明計画とする。

【解説】

夜のそぞろ歩きを楽しむ環境が整うことで、温泉街としての魅力も高まります。指定路線沿いの建築物等に付随する屋外照明を設置する際は、歩行者が安心して歩けるよう周囲の照明との連続性に配慮し、歩行空間を照らすように配置しましょう。

また、周囲の街並みとの調和や歩行者の安全に配慮した上で、道路沿いの建築物の顔となる部分をライトアップにより演出し、魅力的な夜間景観を創出しましょう。

歩行空間を魅力的に演出する屋外照明の設置



②指定路線沿いや渓谷沿いの建築物は、窓から漏れるあかりを意識し、できる限り色温度の低い照明を使用する。

【解説】

建築物の窓から漏れるあかりは、ぬくもりが感じられる夜間景観を演出する上で重要な要素です。指定路線や眺望点からの見え方に配慮し、建築物の窓から漏れるあかりはできるだけ暖かみのあるものを使用しましょう。

色温度の低い照明が窓から漏れることによって
ぬくもりが感じられる夜間景観を演出



③激しい動光等を伴う照明は使用しないようにする（但し短期間のイベント等に使用する場合は除く）。

【解説】

温泉街としての落ち着いた雰囲気を損なわないように、短期間のイベント（クリスマス期間等）や地域住民や事業者等が主体で行う定山溪の観光振興に資するイベントなどを除き、ネオン等の激しい動光を伴う照明は使用しないようにしましょう。



④眺望点から望むことができる溪谷沿いの建築物などは、溪谷へのライトアップなどで美しい夜景づくりを心がける。

【解説】

夜間も美しい溪谷の景観が際立つよう、眺望点や指定路線沿いからの眺めに配慮し、河川や溪谷沿いの建築物、橋、みどり等をライトアップするなど、美しい夜景づくりを心がけましょう。また、その際には昼間の溪谷への眺めを阻害しないよう、照明器具は目立たない色彩・位置とするなど自然環境に配慮した上で修景を心がけましょう。



宿泊施設側からの溪谷へのライトアップの例

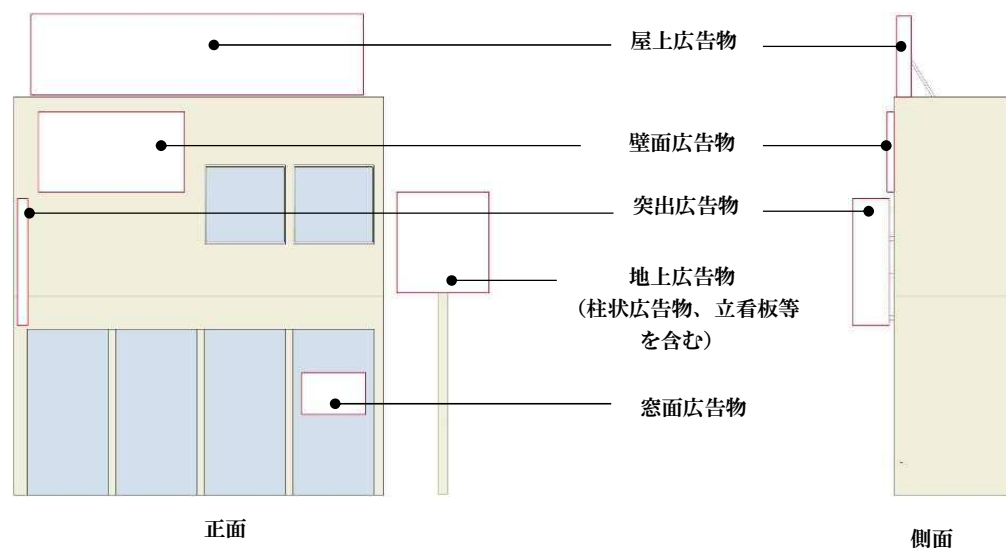
5. 景観形成の基準

(5) 広告物等

広告物等は、背景となる自然や街並みとの調和に配慮しつつ、温泉街の魅力を引き立てるデザインとすることで一体感を演出し、地区の魅力を高める景観形成を目指します。

※**広告物等**： 広告物（常時又は一定の期間、屋外で継続して公衆に表示された、はり紙・はり札・立看板・広告塔のほか、建築物の壁面等に掲出されているもの）と、案内サイン（特定の事務所、店舗等や、特定の場所への案内又は誘導を目的とする広告物。公共機関が掲出するものも含む）を総称したものを。

■ 広告物等のイメージ



案内サインの例

ア. 景観まちづくり推進区域に関する事項

① 広告物等を掲出する際は、温泉街のイメージを損なわないデザインとする。

【解説】

広告物等の掲出にあたっては、定山溪の豊かな自然と調和するよう、多色や極端に華美なものは避け、すっきりとした印象のものとしましょう。また、構造体（広告物等の支柱等）についても落ち着いた色彩に着色するなど見え方に配慮しましょう。

イ. 景観誘導区域に関する事項

- ① 広告物等を掲出する際は、多色や華美な色彩を使用しないようにする。
- ② 複数の設置が想定される場合は、できるだけ集合化を図り、必要最低限の設置数とする。
- ③ 周囲の自然や温泉街の街並みと調和したデザインとする。
- ④ 建築物に付随する広告物等は、建築物の外観と調和するよう、形態や色彩に配慮する。
- ⑤ 発光を伴うものは、点滅するなどの動光の変化をしないものとする。
- ⑥ 屋上広告物は、溪谷や背景となる山並みへの眺望に配慮し、できるだけ設置しないようにする。
- ⑦ 窓等のガラス面には、広告物を掲出しないようにする。これによりがたい場合は、街並みとの調和に配慮する。
- ⑧ 案内サインは、視認性に配慮した配色や形態とする。

● 広告物の参考例

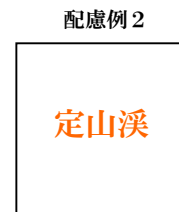
・色彩の彩度に注意しましょう



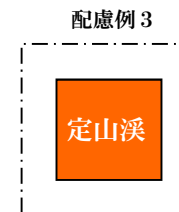
高彩度色や原色、発色が良い色彩の使用は控えましょう。



ベースとなる「地」には落ち着いた色彩を使用しましょう。

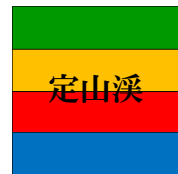


「地」を無彩色にして文字に原色を使用するなどの工夫をしましょう。



コーポレートカラー※などで鮮やかな色彩は彩度を落として面積を工夫するなど配慮しましょう。

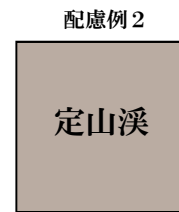
・色数に注意しましょう



広告物は多色にならないように配慮しましょう。



「地」は落ち着いた色彩を用いて文字やポイントにアクセントカラーを取り入れるなど工夫をしましょう。



自然と調和するよう配慮された温泉街のイメージを損なわないデザインの例

※コーポレートカラー：企業などの団体を象徴する色彩のこと。主に企業等がロゴ等で使用するイメージカラー

6. 届出の手続き

(1) 届出対象行為

「景観まちづくり推進区域」については、景観計画区域における届出対象行為*に加え、下記の行為に該当する場合にも札幌市に届出（国又は地方公共団体が行う行為は通知）が必要となります。

（届出対象行為を行う敷地の一部が「景観まちづくり推進区域」もしくは「景観誘導区域」の内外にわたる場合についても、届出の対象となります。）

***景観計画区域における届出対象行為：**延べ面積が 10,000 m²を超える建築物または高さ 31mを超える建築物を建築する場合等。詳細は、札幌市景観計画または景観計画区域のパンフレットをご覧ください。

景観まちづくり推進区域において追加される届出対象行為

【建築物等】に関する行為

- ・宿泊施設等*の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更（ただし、増築にあつては、増築部分が 10 m²以下のものは除く。）（景観計画区域における届出対象行為は除く）

*宿泊施設は、旅館業法による対象施設のうち、「ホテル」と「旅館」として定義する。

景観まちづくり推進区域のうち景観誘導区域において追加される届出対象行為

【建築物等】に関する行為

- ・高さ 10mを超える建築物等の新築（工作物にあつては新設）、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更（ただし、増築にあつては、増築部分のみが届出対象に該当しないものは届出不要。なお、当該増築の前は届出対象に該当せず、当該増築をもって届出対象となるものは届出が必要）（景観計画区域における届出対象行為は除く）

【駐車場】に関する行為

- ・駐車場の整備（行為に係わる部分の面積が 500 m²以下のものは除く）

【広告物】に関する行為

- ・表示面積が 10 m²を超える屋外広告物等の掲出、移転若しくはその内容の変更をしようとする場合（ただし、札幌市屋外広告物条例第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の規定による許可が必要なものに限る。）

※定山溪地区は支笏洞爺国立公園内に位置するため、自然公園法に基づく許可、届出等が必要となる可能性があります。

【問い合わせ先】〒066-0281 北海道千歳市支笏湖温泉

環境省 北海道地方環境事務所 支笏湖自然保護官事務所 TEL0123-25-2350

6. 届出の手続き

(2) 届出が除外となる行為

「景観まちづくり推進区域」において (1) の届出対象行為に該当する場合であっても、下記に該当する場合には届出が除外されます。

【非常災害時の応急措置】

- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為

【その他】

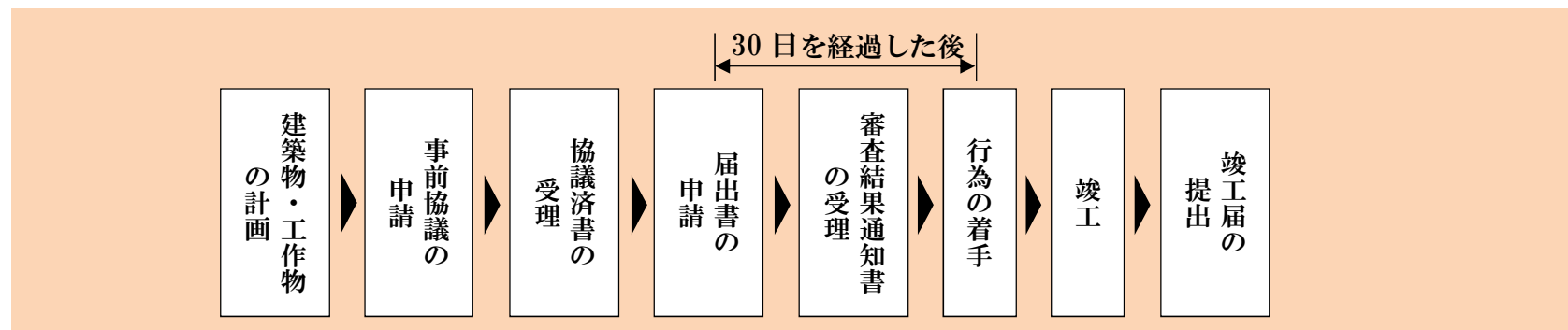
- ・その他景観の形成に影響を及ぼさないと市長が認める行為

(3) 公共事業

- ・札幌市などが行う事業において、法や条例等で届出対象行為とならないものについても、この指針を踏まえるものとします。

(4) 届出の流れ

「届出対象行為」に該当する行為を行おうとする者は、行為の着手 30 日前までに、届出を行う必要があります。より良い景観形成を図るために、企画構想・基本計画の段階から計画の内容について事前に協議するようお願いします。



(5) 経過措置

本指針で定める景観形成基準は、本指針の施行日（平成 29 年〇月〇日）から 30 日を経過した時点において、すでに着手している (1) の届出対象行為については適用を除外します。

7. みんなで取り組む景観まちづくり活動

地域の魅力を向上させていくためには、日々の暮らしや営みの活動の積み重ね、居心地よく感じる環境、行ってみたいと感じさせる雰囲気づくりなどの地域の活動が大切です。

本指針の策定までに実施してきた検討会議の意見やアンケート結果等に基づき、**地域住民はもとより、事業者や小・中学校などが一体となり主体的に取り組むことで**、今よりもさらにまちの魅力向上につながる取組や活動について示します。

① 沿道などの環境美化活動

② 季節に応じた景観づくり

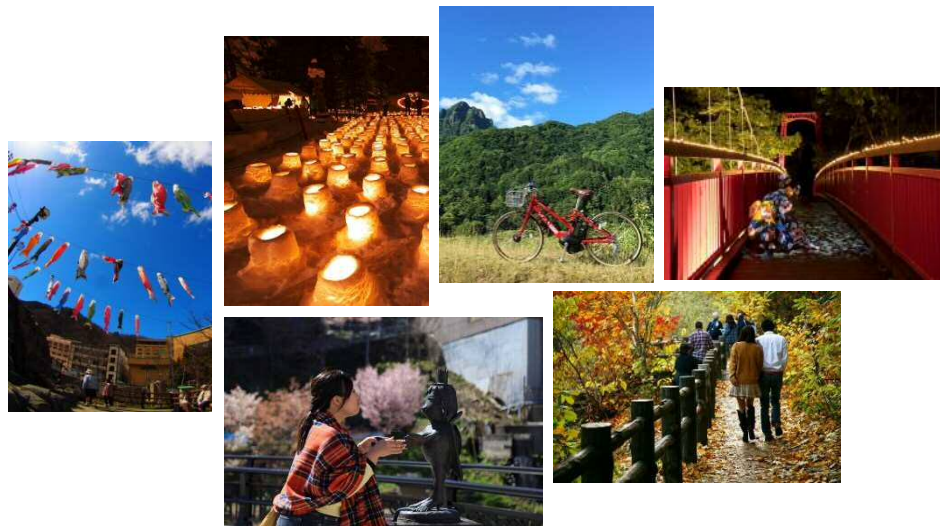
③ 地域内外に地域の魅力をPR

④ おもてなしの心の醸成

⑤ にぎわいづくり

⑥ 意識啓発

⑦ みどりの保全・創出活動



地域住民等が取り組む景観まちづくりの例

①沿道などの環境美化活動

- ・ゴミ捨てや雪捨てマナーの啓発
- ・散策路などを中心としたゴミ拾い
- ・草刈りや除雪のボランティア
- ・街路樹などの落葉拾い
- ・美化活動に対する宿泊施設などからのサービス（日帰り入浴券の提供等）等

②季節に応じた景観づくり

- ・「定山溪温泉雪灯路」など季節に応じた取組への市民参加の促進 等

③地域内外に地域の魅力をPR

- ・各宿泊施設や店舗から地域の美しい景観をホームページ等で発信
- ・溪谷への美しい眺めなど定山溪ならではの写真スポットの設定
- ・SNSやパンフレット等で隠れた感動スポットをPR 等

④おもてなしの心の醸成

- ・宿泊施設等の従業員を対象にしたまち歩きやおもてなし研修
- ・ボランティアガイドの育成 等

⑤にぎわいづくり

- ・時間別の散策コースの設定
- ・宿泊施設や店舗で食べ歩きメニューを提供
- ・二見公園など今ある施設を活用したイベントの開催
- ・日帰り客が立ち寄りやすい宿泊施設などの雰囲気づくり 等

⑥意識啓発

- ・景観形成に関する専門家からのアドバイスを獲得の機会の実等

⑦みどりの保全・創出活動

- ・定山溪の在来種の草花の保全
- ・花植え・植樹活動

定山溪地区
景観まちづくり指針（最終案）

札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話011-211-2545 FAX : 011-218-5113

URL : <http://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/index.html>

E-Mail : keikan@city.sapporo.jp